

関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機の差し止め訴訟に関する福井地方裁判所の判決について

2014年5月21日

日本環境法律家連盟（JELF）

代表 籠橋隆明

福井地方裁判所は、2014年5月21日、関西電力大飯原子力発電所（以下「大飯原発」）3号機及び4号機の原子炉について運転の差し止めを認める画期的な判決を言い渡した。

原子力発電所をめぐる行政訴訟及び民事訴訟においては、今まで、裁判所が、行政庁や事業者の提出する資料を安易に信頼し、行政庁の科学技術的裁量を広く認める傾向が続いていた。また、原子力発電所の安全性については、本来、行政庁や事業者に対して厳格に立証することを求めるべきであるのに、裁判所は、安易に安全性を認めた上で、安全性の欠如について住民側に過度の立証責任を科してきた。そのため、裁判所の判断は、行政庁や事業者の主張を追認する結果となってきた。2011年3月の福島第一原発事故によって膨大な放射性物質が環境に放出され、多くの住民が避難を余儀なくなされ、時間的空間的に無限の広がりを持った甚大な被害が発生した。そのため、このような事故の発生を食い止めることができなかった、従来の原子力発電所をめぐる司法判断のあり方に対して、厳しい批判が寄せられていた。

本判決は、仮処分決定を除くと、福島原発事故以降に言い渡された原発訴訟の判決としては初めてのものであるが、本判決は、福島原発事故がもたらした被害を正面から受け止め、原子力発電所の事故といった事態を招く具体的危険性が万に一つでもあれば、差し止めが認められるべきである姿勢を示した。その上で本判決は、大飯原発に1260ガルを超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能であるとし、被告が主張した700ガルを超える地震が到来した場合についての対策についてもその実効性について厳しく吟味したうえで、想定され

ている措置を執ることの困難性を指摘し、また基準地震動についても全国20カ所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を上回る地震が平成17年以降10年足らずに到来しているという事実を直視していること、700ガルに至らない地震についても外部電源が断たれ、かつ主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがあることを指摘し、さらに、使用済み核燃料の危険性についても目を向け、大飯原発の安全性について万全ではないのではないかという疑いが残るとして、差し止めを認容したことの意義は極めて大きい。特に、事業者の安全性に対する主張を「確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めてなり立ちうる脆弱なもの」としていわゆる「安全神話」に対して厳しく批判したことは、他の原発訴訟においても参照されるべきである。

日本環境法律家連盟は、2012年5月13日、福井県敦賀市で総会を開き、「原子力開発が持続社会の形成にはつながらず、人の生存と、環境に大きな危険をもたらす環境問題としてとらえ、環境問題にふさわしい取扱い、すなわち正確な情報開示と、原発の廃止を求めていく。」ことや、「原子力発電所の停止、廃炉などを求める運動、特に原発訴訟の連携強化を図る取り組みを行う」ことを活動方針として決定した。当連盟は、関西電力に対して、本判決にしたがい大飯原発の再稼働を直ちに断念することを求めるとともに、政府に対しては、従来のエネルギー政策を改めて、速やかに原発を廃止して再生可能エネルギーを飛躍的に普及させ、これまで原発が立地してきた地域が原発に依存することなく自律的发展ができるように必要な支援を行うことを強く求めるものである。

以 上